

第89号議案

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 府中市長 高野律雄

(説明)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、
所要の改正を行うものであります。

府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳 幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第14条 省 略 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、	(特定教育・保育の取扱方針) 第14条 省 略 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

（2）～（4）省略

2省略

（虐待等の禁止）

第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

（2）～（4）省略

2省略

（虐待等の禁止）

第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第10条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第10条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年9月府中市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の防止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。